

令和8年度

市有地売払いのご案内

入札参加申込	令和8年9月1日(火)～9月25日(金)	午後5時必着
入 札 日 時	令和8年9月30日(水)	午後2時00分から 安中市役所本庁舎 中会議室1-A

安中市企画政策部財政課資産活用係

TEL 027-382-1111(内線1055)

市有地売払い(一般競争入札)の流れ

入札参加申込

令和8年9月1日(火)～9月25日(金)必着(郵送等不可)
午前9時から午後5時まで ※期間内必着
入札参加申込書を提出する前に、必ず現地を確認して下さい。
※入札参加申込書は以下で取得できます。
市ホームページ・財政課・原市公民館・磯部公民館・岩野谷公民館



入札保証金等納付

入札申込時に作成する納入通知書にて指定金額を納めていただきます。
領収書を入札日当日にお持ち下さい。
落札できなかった場合には、入札保証金は振込にてお返しします。
入札保証金には利息を付しません。
ただし、落札者の入札保証金は売払代金に充当します。



入札実施

令和8年9月30日(水) 午後2時00分から
(場所:安中市役所本庁舎2階中会議室1-A)
市の予定価格以上で最高金額の入札者を落札者としてします。



契約締結

落札日の翌日から14日以内に契約を締結していただきます。
契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担になります。



売買代金納付

契約締結の翌日から20日以内に納めていただきます。



所有権移転登記

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
登記の手続きは、売買代金の納付を確認後、市が行います。
所有権移転登記に必要な「登録免許税」は、落札者の負担になります。



土地の引渡

登記識別情報を渡し、受領書をいただきます。

1 売払い方法

一般競争入札により実施します。

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

※一般競争入札による売払いとは、複数の申込者が価格を競い合い、市があらかじめ定めた予定価格以上で最も高い価格で入札した方と契約する方法です。

2 入札参加資格

個人・法人を問わず、どなたでも入札にご参加できます。

ただし、次のいずれかの規定に該当する方は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当すると認められる者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められてから3年を経過しない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用してから3年を経過しない者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に掲げられた者
- (5) 安中市税の滞納がある者
- (6) 安中市暴力団等排除条例第2条各号の規定に該当すると認められる者

3 売却の条件

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用することは禁止します。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することは禁止します。
- (3) 地域の環境保全に配慮し、公害が発生しないよう、適切かつ十分な措置を講じてください。公害等が発生した場合には購入者の責任で解決してください。
- (4) 地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査等を行っておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。
- (5) 民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)場合でも、安中市は担保責任を負いません。

4 売払い物件

物件番号	土地の所在地(安中市)	地目	公簿地積 (㎡)	予定価格(千円)	入札保証金(千円)
1	原市字悪途東429番1	宅地	48.58	7,267	720
	原市字悪途東431番4	雑種地	407		
2	原市字馬場東2707番3	宅地	301.43	4,751	470
3	原市二丁目字鍛冶村1259番1	宅地	304.91	3,622	360
4	原市二丁目字鍛冶村1263番1	雑種地	248	5,049	500
	原市二丁目字鍛冶村1263番4	宅地	154.01		
5	築瀬字東原690番1	雑種地	247	2,749	270
6	磯部一丁目字申開47番9	宅地	173.60	1,997	190
7	磯部一丁目字二本木49番5	雑種地	82	952	90
8	磯部二丁目字寺ノ前1041番1	宅地	257.00	2,614	260
9	野殿字藤井715番3	宅地	400.66	6,507	650
10	板鼻字稻荷木1318番4	雑種地	83	1,064	100

※物件の引渡は現況有姿となります。必ず現地を確認してください。

5 入札参加申込

(1) 提出書類(個人)	提出書類(法人)
① 入札参加申込書	① 入札参加申込書
② 誓約書	② 誓約書
③ 住民票	③ 現在事項全部証明書
④ 身分証明書(本籍地の所在地で取得)	④ 印鑑証明書
⑤ 印鑑登録証明書	

※③、④、⑤については発行後3ヶ月以内の原本とします。同一名義で複数の物件の入札に参加しようとする者は、提出部数は1部で結構です。

(2) 申込書提出方法及び提出場所

申込書等の提出は、提出場所に直接持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは、受け付けません。

○提出場所…安中市安中2丁目13番7号 安中市役所 本庁舎2階 財政課 資産活用係

※入札参加申込書を提出する前に、必ず現地を確認してください。

(3) 申込書提出期間

令和8年9月1日(火)から令和8年9月25日(金)までの午前9時から午後5時まで。

(4) その他

- ① 入札申込書受理後に、入札参加申込書受理書、入札書、入札保証金納付書、委任状、入札保証金返還の請求書(落札出来なかった際に使用)をお渡しします。
- ② 2名以上の共有名義で申込むこともできます。(持分割合を明記してください。)

6 入札実施場所・日時

(1) 入札実施場所

安中市役所本庁舎2階 中会議室1-A (安中市安中2丁目13番7号)

(2) 入札実施日時

令和8年9月30日(水) 午後2時00分から(物件番号順に行います。)

※入札当日の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。

7 入札当日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書受理書
- (2) 入札書
- (3) 実印(共有名義の場合は全員の実印)
(代理人が入札する場合は、代理人が使用する印鑑)
- (4) 入札保証金の領収書
- (5) 入札保証金還付請求書
- (6) 本書(「令和8年度 市有地売払いのご案内」)
- (7) 委任状(代理人の方が入札される場合のみ)
- (8) 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)

8 代理人による入札

- (1) 代理人により入札する場合は、委任状を提出していただきます。
- (2) 共有名義で申し込む場合で代表者が入札を行う場合は、代表者への委任が必要となります。
入札の際に委任状を提出してください。

9 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 同一者が同一物件に対して提出した2件以上の入札
- (3) 不正行為による入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱及び書換えし、又は不明確な入札
- (5) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (6) その他本書の条件に違反した入札

10 開札

開札は、入札会場において、入札の終了後直ちに、入札者又はその代理人の立会いのもとで行います。

開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名(法人の場合は名称)及び落札金額を、入札会場において宣言します。

11 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った方のうち、市が定める予定価格以上で、最高の金額で入札された方を落札者とします。
- (2) 上記に該当する方が2人以上いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

12 その他の注意事項

- (1) 提出した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回することはできません。
- (2) 入札を公正に執行することができないなど、特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

13 売買契約の締結

- (1) 契約書は別添のとおりです。充分に内容をご確認下さい。
- (2) 落札者に契約書をお渡しします。入札日から14日以内に記名又は署名、押印、印紙貼付のうえ、安中市役所財政課資産活用係に提出してください。

※ 必ず「落札者」名義で契約締結してください。

契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

- (3) 入札日から14日以内に落札者が契約を締結しない場合、当該落札は効力を失います。

また、入札保証金は市に帰属することになりますので、ご注意下さい。

14 売買代金の納入

- (1) 残金(売買代金から入札保証金を除いた残金)は、契約締結の翌日から20日以内に市が発行する納入通知書にて納付していただきます。購入資金の手当てについては、お早めに金融機関等とご相談下さい。
- (2) 納入期限内に売買代金を納付しない場合には、当該契約を解除の上、入札保証金は違約金として市に帰属することになりますので、ご注意下さい。

15 所有権の移転等

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が残金を完納したときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、残金の納付を確認後、市が行います。
- (3) 登記に必要な「登録免許税」は、落札者の負担となります。
- (4) 売払物件の引渡は、現況有姿のまま行います。

16 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、安中市契約規則、安中市普通財産売払要綱の定めるところによって処理します。

問い合わせ先

〒379-0192

安中市安中2丁目13番7号

安中市役所企画政策部財政課資産活用係

TEL 027-382-1111(内線1055)

FAX 027-381-7019

土地売買契約書(案)

売主 安中市(以下「甲」という。)&買主(落札者の氏名を記入)(以下「乙」という。)

とは、次の条項により、土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

土地の所在	地番	地目	地積(m ²)	摘要

2 売買する土地は土地登記簿に記載されたものを契約の基礎とし、現況有姿のままとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金(落札金額を記入)円とする。

(入札保証金)

第4条 納付済の入札保証金は前条の金額に充当する。

2 入札保証金には、利子を付さないものとする。

3 第1項の入札保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の費用)

第5条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(代金の支払)

第6条 乙は売買代金から乙が既に納付した入札保証金を除く、金(残金を記入)円を、甲の発行する納入通知書により甲が指定する日までに安中市指定金融機関に納入するものとする。

(入札保証金の処分)

第7条 乙が前条の指定日までに売買代金を完納しないときは、入札保証金は市に帰属するものとする。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第8条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに、甲に対し所有権移転登記を請求するものとし、甲はその請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。
この場合の登録免許税は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し等)

第9条 前条の所有権移転登記が完了したときは、甲は遅滞なく当該土地を現況のまま乙に引き渡すと共に、土地の登記識別情報を乙に交付するものとする。

(危険負担)

第10条 乙は、この契約締結のときから売買物件の引渡し of のときまでにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は毀損した場合は、甲に対して、売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡しされた売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ことを理由として、甲に対して履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(行為の制限)

第12条 乙は第9条に規定する売買物件の引渡しの日から次に該当する行為をしてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業への使用。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(原状回復義務)

第14条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、現状のまま返還することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときはその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、第13条の規定によりこの契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費その他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金)

第17条 甲は、第13条の規定によりこの契約を解除した場合には、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(公租公課の負担区分)

第18条 売買する土地に係る公租公課その他一切の費用は、土地の引渡し完了の日までは甲の負担とし、以後は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第20条 本契約に関する訴えの管轄は、前橋地方裁判所高崎支部を管轄裁判所と定める。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名又は署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売 主(甲)

住 所 群馬県安中市安中2丁目13番7号
 安中市

氏 名 代表者 安中市長 岩 井 均

買 主(乙)

住 所

氏 名

令和8年度 市有地売払い一般競争入札
入札参加申込書

令和 年 月 日

安中市長 岩井 均 様

〒

住 所

ふ り が な

氏名又は名称

及び代表者名

(電話

印

)

下記の市有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

物件番号	地 番
1	安中市原市字悪途東429番1・431番4
2	安中市原市字馬場東2707番3
3	安中市原市二丁目字鍛冶村1259番1
4	安中市原市二丁目字鍛冶村1263番1・1263番4
5	安中市築瀬字東原690番1
6	安中市磯部一丁目字申開47番9
7	安中市磯部一丁目字二本木49番5
8	安中市磯部二丁目字寺ノ前1041番1
9	安中市野殿字藤井715番3
10	安中市板鼻字稻荷木1318番4

※上記物件番号に○をつける

注1 実印を押印してください。

注2 共有名義で申し込む場合は、全員が記名押印し、名前の横に持分割合を
明記してください。

誓 約 書

私は、安中市が実施する令和8年度市有地売払い一般競争入札の申込にあたって、次の事項を誓約します。

1. 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しません。
2. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年12月7日法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員に該当しません。
3. 入札に際しては、令和8年度市有地売払いの案内書に記載された入札手順、土地売買契約書、物件概要等の内容を承知した上で参加しますので、後日、これらの事柄について、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

令和 年 月 日

氏名又は名称
及び代表者名

印

注1 実印を押してください。

注2 共有名義の場合は、全員が記名押印してください。

注3 地方自治法施行令第167条の4の内容は裏面をご覧ください。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)

第三十二条第一項各号に掲げる者

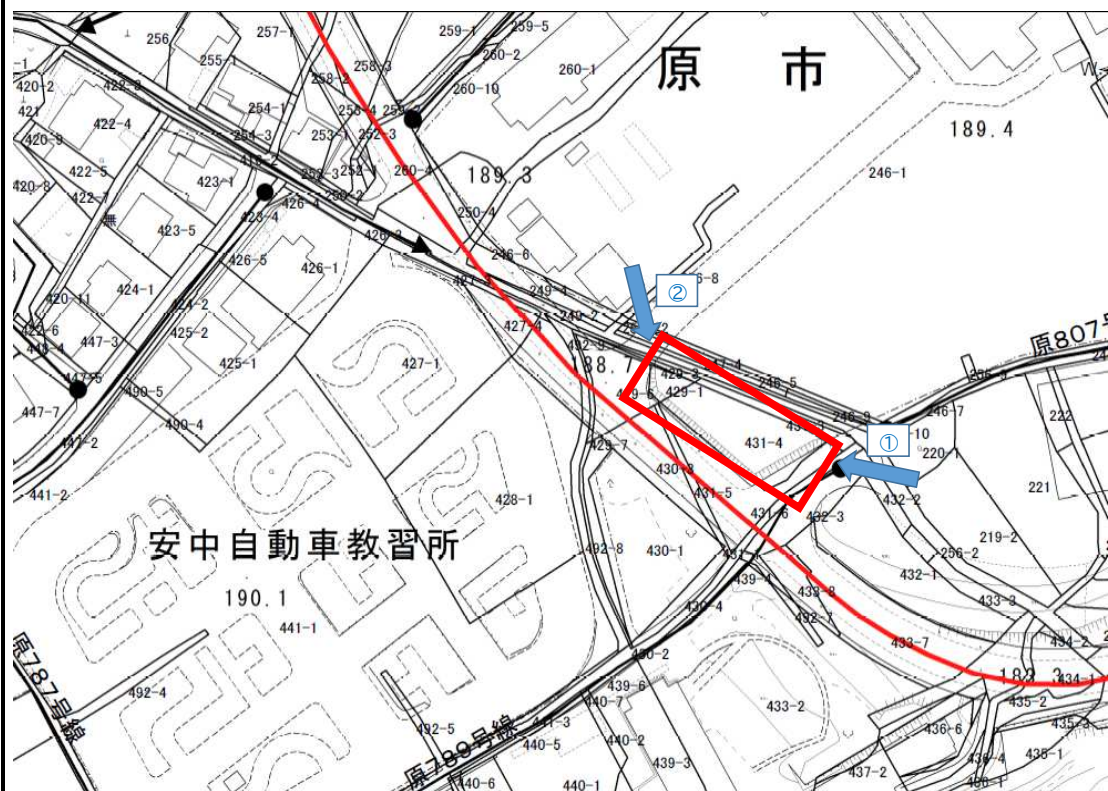
2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

物件番号①概要

種 類	土地	所 在 地	安中市原市字悪途東429番1／431番4			
地 目	宅地／雑種地		登記面積	48.58㎡／407㎡		
用途地域	準工業地域			建ぺい率	60%	容 積 率 200%
接面道路	(西側)市道幹120号線 (南側)市道原789号線					
供給処理 施設の状 況	電 気	なし		ガ ス	なし	
	上 水 道	なし		下 水 道	なし	
最寄り駅	JR信越本線磯部駅：			小中学校	原市小学校 西へ約2km	
(直線)	南西へ約3.5km			(直線)	第二中学校 西へ約2.1km	
そ の 他	○現状有姿での売却となります。 ○令和7年度に境界確定を行っており、登記面積は実測面積です。 ○建築基準法第22条・第23条の区域です。 ○本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地外です。 ○公有財産上にNTT東日本(株)の支線が設置してあります。 移設される場合は、設置者と協議を行ってください。 ○公有財産上にゴミ回収場が設置してあります。 移設される場合は、環境政策課環境推進係と協議を行ってください。 ○地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査等を行っておりません。 必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。 ○民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が 土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契 約の内容に適合しない場合でも、安中市は担保責任を負いません。 ○事前に必ず現地及び諸規制について、調査確認を行ってください。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関・関係部署に 直接お問い合わせください。					

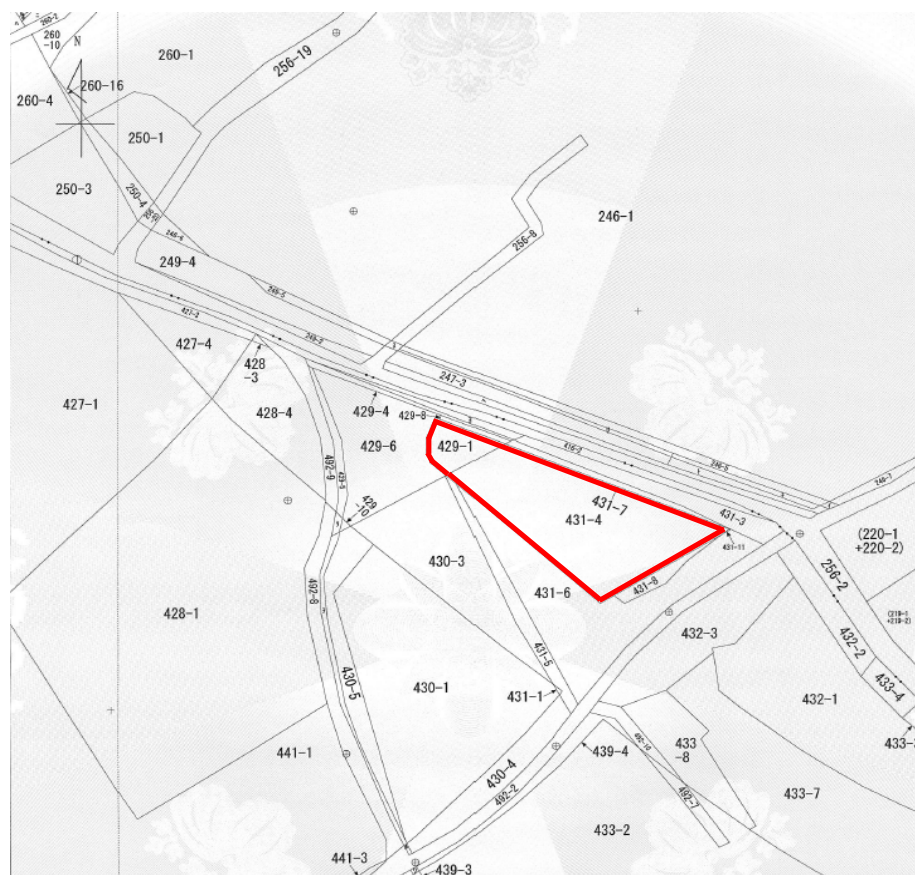
物件番号 1



①



②

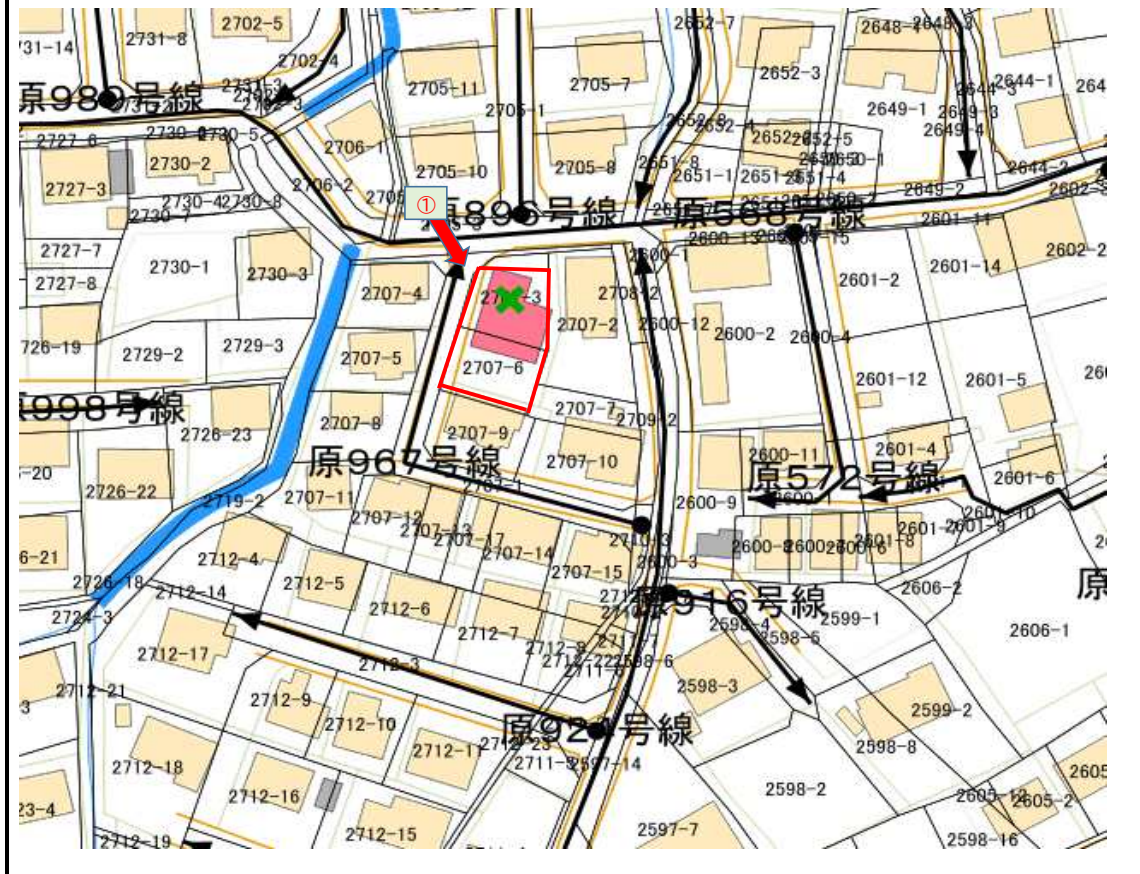


※実際の公図は前橋地方務局高崎支局でご確認ください。

物 件 番 号 ② 概 要

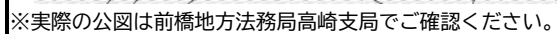
種 類	土地	所 在 地	安中市原市字馬場東2707番3			
地 目	宅地	登記面積	301.43㎡			
用途地域	無指定		建ぺい率	70%	容 積 率	200%
接面道路	(西側)市道原967号線					
供給処理 施設の状 況	電 気	なし	ガ ス	なし		
	上 水 道	なし	下 水 道	なし		
最寄り駅 (直線)	JR信越本線磯部駅： 南西へ約2.7km		小中学校 (直線)	原市小学校 南西へ約0.8km 第二中学校 南西へ約1km		
そ の 他	○旧馬場集会所跡地です。 ○現状有姿での売却となります。 ○令和7年度に境界確定を行っており、登記面積は実測面積です。 ○本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地外です。 ○地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査等を行っておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。 ○民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、安中市は担保責任を負いません。 ○事前に必ず現地及び諸規制について、調査確認を行ってください。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関・関係部署に直接お問い合わせください。					

物件番号 2



①



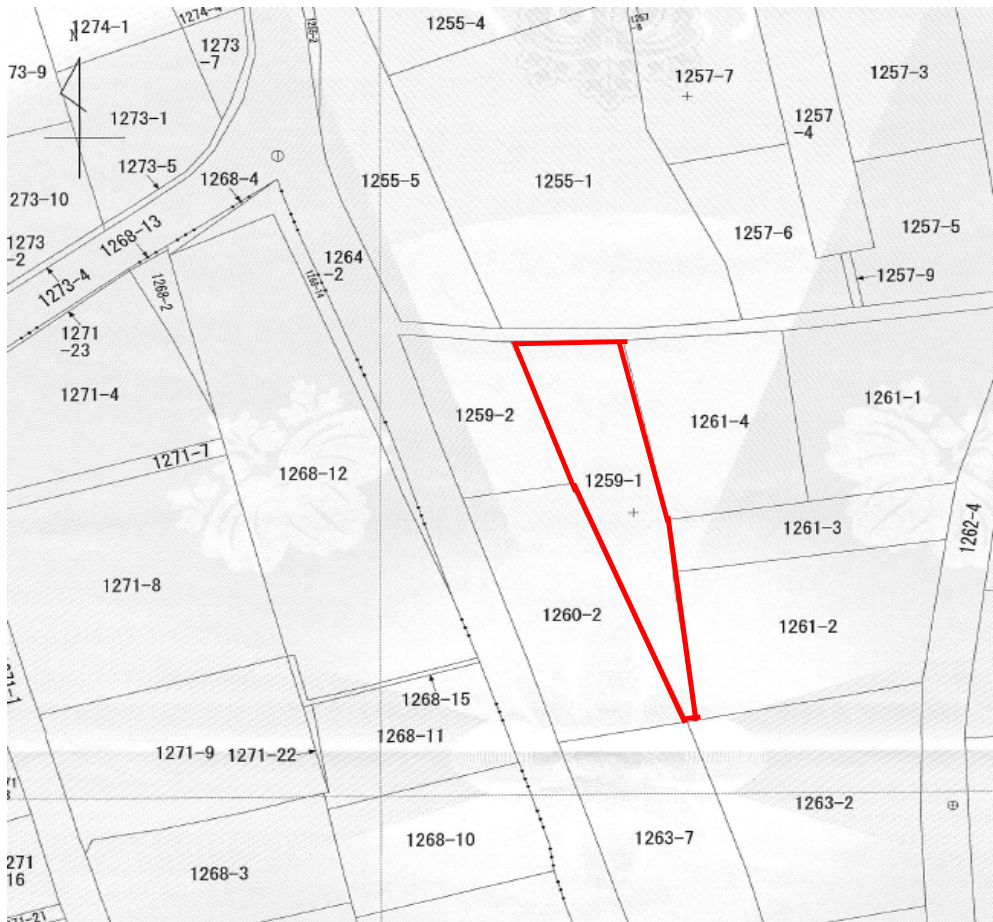


※実際の公図は前橋地方法務局高崎支局でご確認ください。

物件番号③概要

種 類	土地	所 在 地	安中市原市二丁目字鍛冶村1259番1			
地 目	宅地	登記面積	304.91㎡			
用途地域	第2種中高層住居専用地域		建ぺい率	60%	容 積 率	200%
接面道路	(西側)市道幹147号線					
供給処理 施設の状 況	電 気	なし	ガ ス	なし		
	上 水 道	なし	下 水 道	あり(未接続)		
最寄り駅 (直線)	JR信越本線磯部駅： 南西へ約1.8km		小中学校 (直線)	原市小学校 北へ約0.4km 第二中学校 北へ約0.4km		
そ の 他	○現状有姿での売却となります。 ○境界確定を行っておらず、公有財産の面積は公簿上(登記)面積での売却となります。 ○建築基準法第22条・第23条の区域です。 ○本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地外です。 ○地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査等を行っておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。 ○民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、安中市は担保責任を負いません。 ○事前に必ず現地及び諸規制について、調査確認を行ってください。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関・関係部署に直接お問い合わせください。					

②

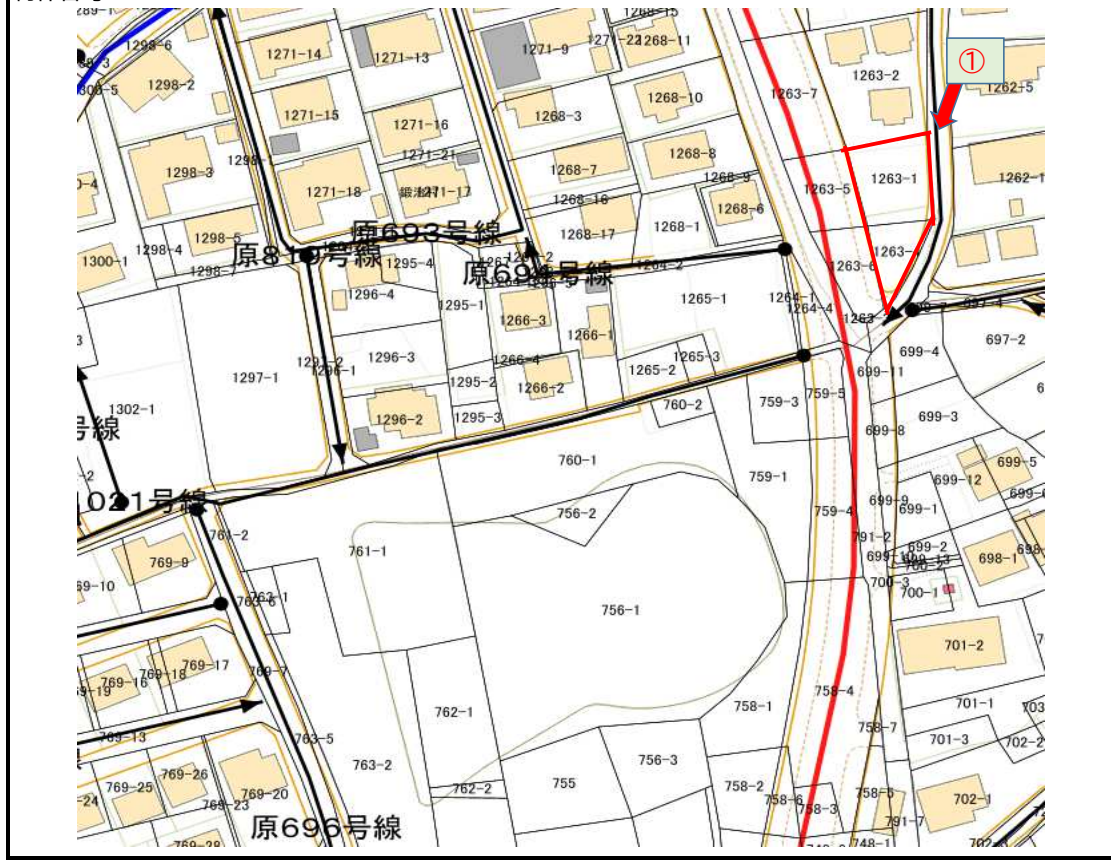


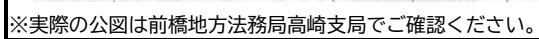
※実際の公図は前橋地方法務局高崎支局でご確認ください。

物 件 番 号 ④ 概 要

種 類	土地	所 在 地	安中市原市二丁目字鍛冶村1263番1/1263番4			
地 目	雑種地/宅地		登記面積	248㎡/154.01㎡		
用途地域	第2種中高層住居専用地域			建ぺい率	60%	容 積 率 200%
接面道路	(東側)市道原695号線 (西側)市道幹147号線					
供給処理 施設の状 況	電 気	なし		ガ ス	なし	
	上 水 道	なし		下 水 道	あり(未接続)	
最寄り駅 (直線)	JR信越本線磯部駅： 南西へ約1.7km			小中学校 (直線)	原市小学校 北へ約0.5km 第二中学校 北へ約0.5km	
そ の 他	○現状有姿での売却となります。 ○境界確定を行っておらず、公有財産の面積は公簿上(登記)面積での売却となります。 ○建築基準法第22条・第23条の区域です。 ○本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地外です。 ○公有財産上にゴミ回収場が設置してありますが、移設可能です。 移設希望の場合は、契約締結後に環境政策課へ相談を行ってください。 ○地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査等を行っておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。 ○民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、安中市は担保責任を負いません。 ○事前に必ず現地及び諸規制について、調査確認を行ってください。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関・関係部署に直接お問い合わせください。					

物件番号 4





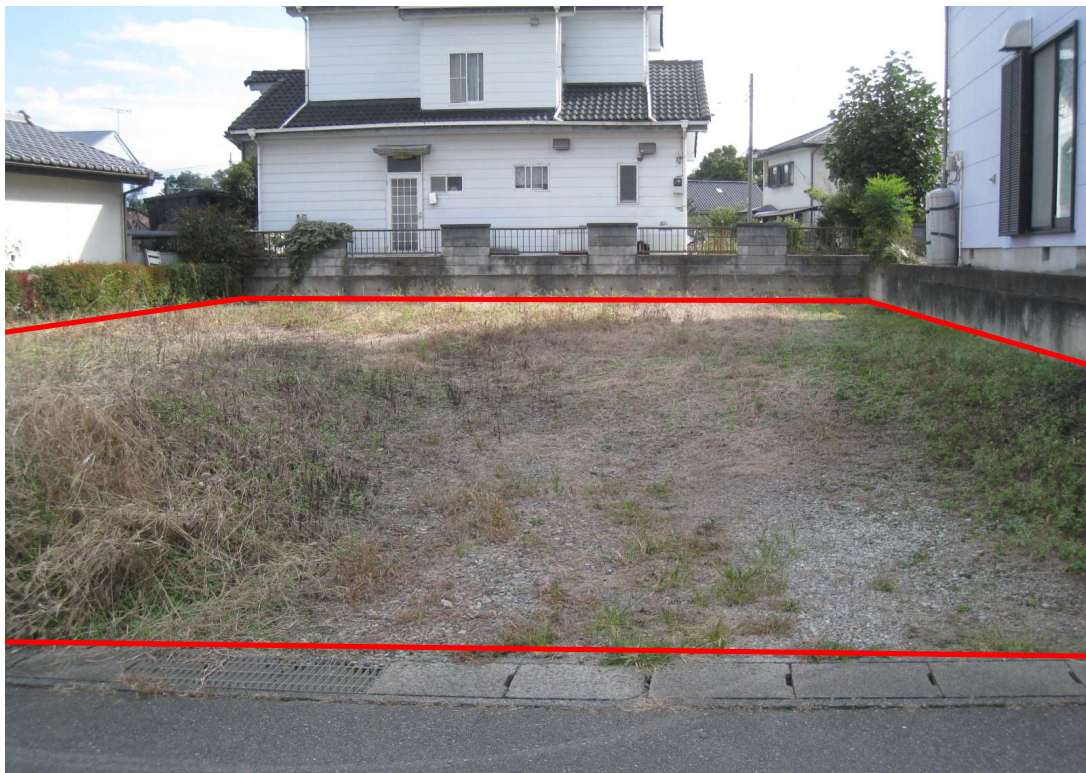
※実際の公図は前橋地方法務局高崎支局でご確認ください。

物件番号⑤概要

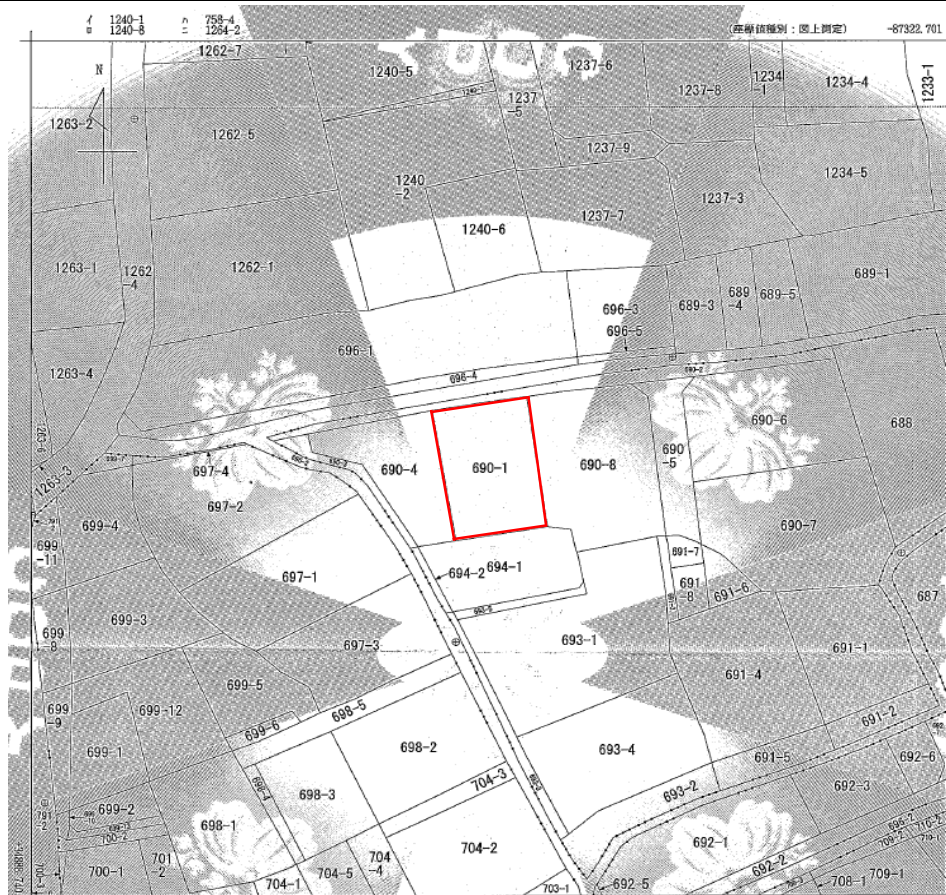
種 類	土地	所 在 地	安中市築瀬字東原690番1			
地 目	雑種地	登記面積	247㎡			
用途地域	第2種中高層住居専用地域		建ぺい率	60%	容 積 率	200%
接面道路	(北側)市道原710号線					
供給処理 施設の状 況	電 気	なし	ガ ス	なし		
	上 水 道	なし	下 水 道	あり(未接続)		
最寄り駅 (直線)	JR信越本線磯部駅 南西へ約1.7km		小中学校 (直線)	原市小学校 北西へ約0.5km 第二中学校 北西へ約0.4km		
そ の 他	○現状有姿での売却となります。 ○境界確定を行っておらず、公有財産の面積は公簿上(登記)面積での売却となります。 ○建築基準法第22条・第23条の区域です。 ○本地は、文化財保護法に規定する「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当します。 開発にあたっては、工事着工60日前までに文化財保護法93条の規定する発掘届を提出してください。詳しい内容は、文化財世界遺産推進課埋蔵文化財係までご相談ください。 ○公有財産上に東京電力パワーグリッド(株)の本柱(番号:119)及び支線が設置してあります。移設される場合は、設置者と協議を行ってください。 ○地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査等を行っておりません。 必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。 ○民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、安中市は担保責任を負いません。 ○事前に必ず現地及び諸規制について、調査確認を行ってください。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関・関係部署に直接お問い合わせください。					



①



A photograph of a residential area. In the background, there are two-story houses with white siding and dark roofs. A large, overgrown grassy field occupies the middle ground. A red line is drawn across the field, and a concrete retaining wall is visible in the lower foreground.

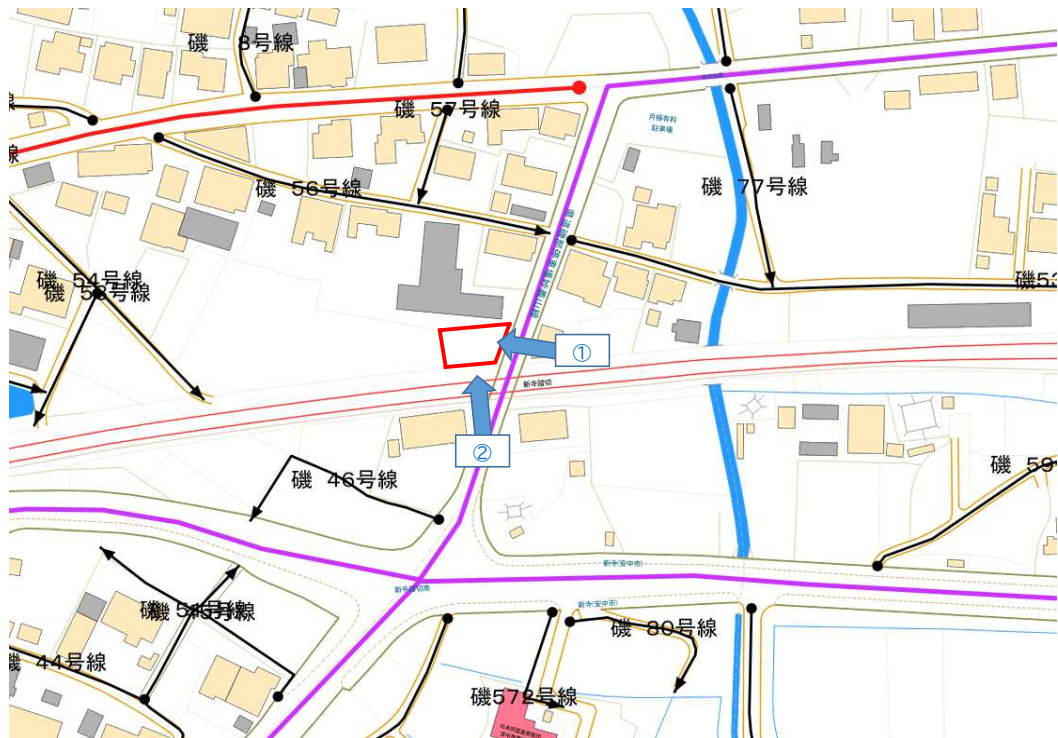


※実際の公図は前橋地方法務局高崎支局でご確認ください。

物件番号⑥概要

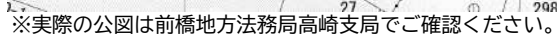
種 類	土地	所 在 地	安中市磯部一丁目字申開47番9			
地 目	宅地	登記面積	173.60㎡			
用途地域	第2種住居地域		建ぺい率	60%	容 積 率	200%
接面道路	(東側)県道磯部停留場・妙義山線					
供給処理 施設の状 況	電 気	なし	ガ ス	なし		
	上 水 道	なし	下 水 道	なし		
最寄り駅 (直線)	JR信越本線磯部駅 東へ約0.6km		小中学校 (直線)	磯部小学校 東へ約2.0km 第二中学校 北東へ約2.2km		
そ の 他	○現状有姿での売却となります。 ○境界確定を行っておらず、公有財産の面積は公簿上(登記)面積での売却となります。 ○建築基準法第22条・第23条の区域です。 ○本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地外です。 ○地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査等を行っておりません。 必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。 ○民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、安中市は担保責任を負いません。 ○事前に必ず現地及び諸規制について、調査確認を行ってください。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関・関係部署に直接お問い合わせください。					

物件番号 6



①

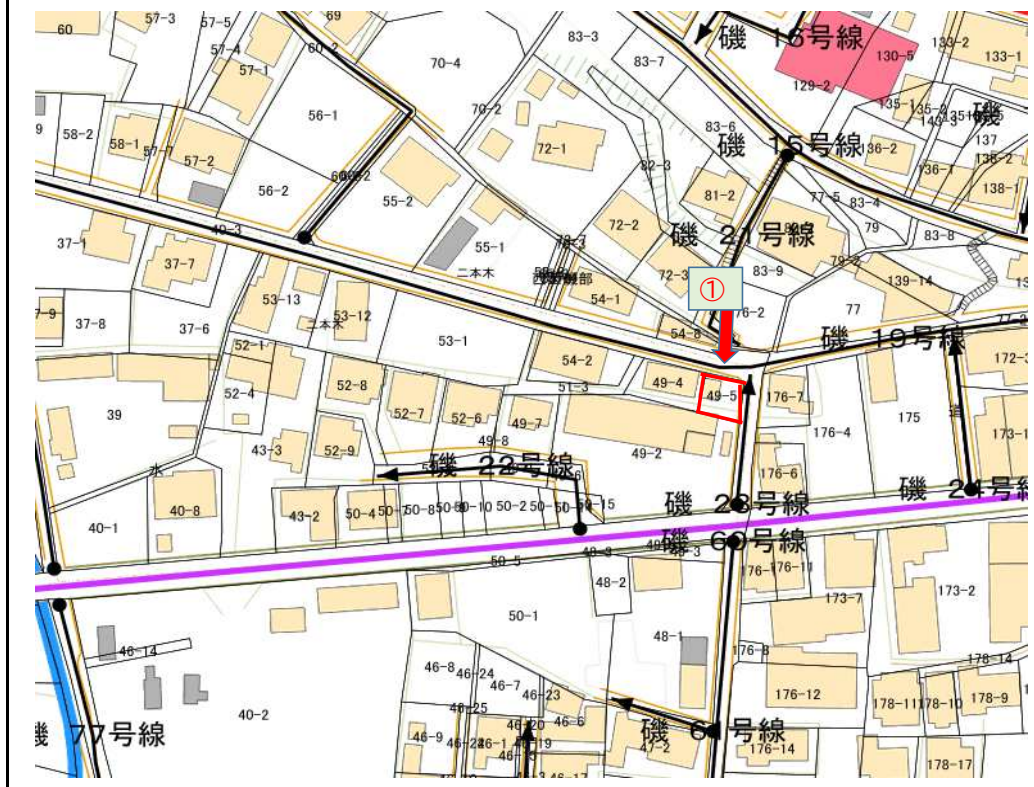




物 件 番 号 ⑦ 概 要

種 類	土地	所 在 地	安中市磯部一丁目字二本木49番5			
地 目	雑種地	登記面積	82㎡			
用途地域	第2種住居地域		建ぺい率	60%	容 積 率	200%
接面道路	(北側)市道磯19号線 (東側)市道磯23号線					
供給処理 施設の状 況	電 気	なし	ガ ス	なし		
	上 水 道	なし	下 水 道	なし		
最寄り駅 (直線)	JR信越本線磯部駅： 南東へ約0.3km		小中学校 (直線)	磯部小学校 東へ約1.7km 第二中学校 北東へ約2km		
そ の 他	○旧貯水槽置き場跡地です。 ○現状有姿での売却となります。 ○境界確定を行っておらず、公有財産の面積は公簿上(登記)面積での売却となります。 ○建築基準法第22条・第23条の区域です。 ○本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地外です。 ○公有財産上に東京電力パワーグリッド株式会社の電柱が設置してあります。移設される場合は、設置者と協議を行ってください。 ○前用途使用時の基礎等の地下埋設物が残っています。別添参考資料をご確認ください。 ○地盤調査・土壌汚染調査等を行っておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。 ○民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、安中市は担保責任を負いません。 ○事前に必ず現地及び諸規制について、調査確認を行ってください。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関・関係部署に直接お問い合わせください。					

物件番号 7





※実際の公図は前橋地方法務局高崎支局でご確認ください。

地下埋設物状況



地表から出ていたコンクリ基礎
部分 約30cm

剥がした基礎の下の地表
碎石の下には鉄筋入りの殻

・上記説明の層を剥がし出てきた部分
地下130cm
・側面と表面が同じなため同素材厚さ
のコンクリ

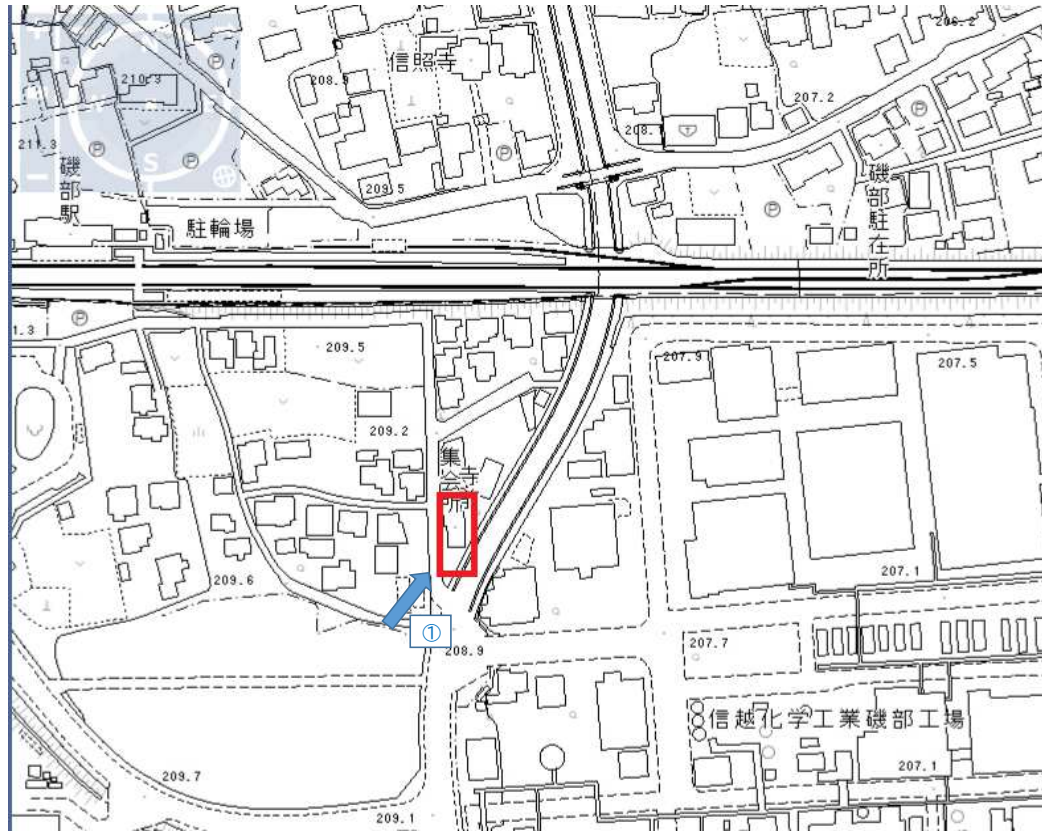
地下埋設物状況（想定される大きさ）



物件番号⑧概要

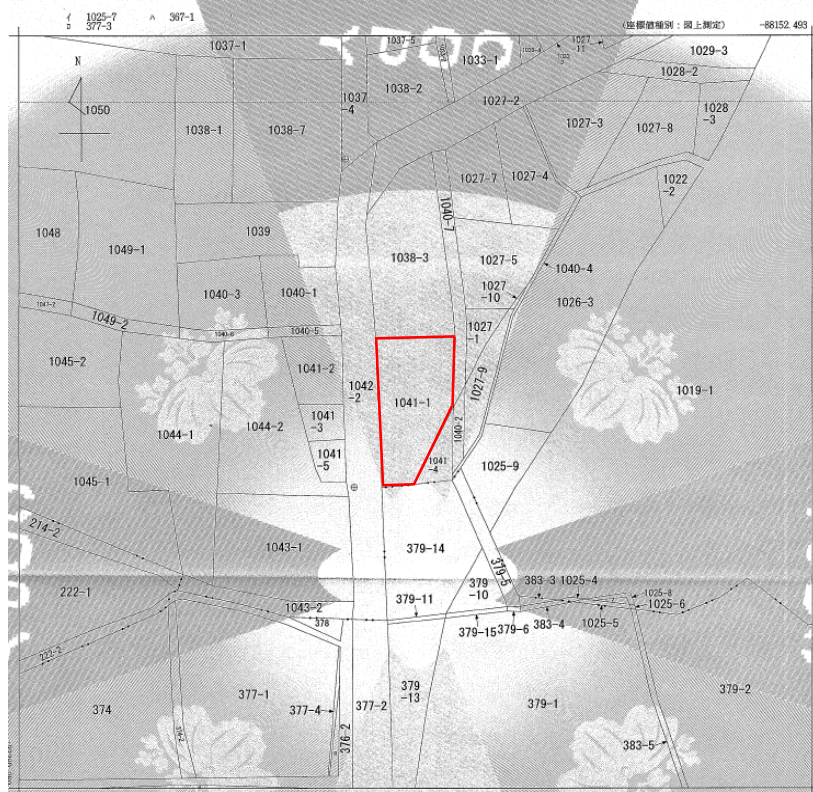
種 類	土地	所 在 地	安中市磯部二丁目字寺ノ前1041番1			
地 目	宅地	登記面積	257.00㎡			
用途地域	第2種住居地域		建ぺい率	60%	容 積 率	200%
接面道路	(西側)市道磯76号線					
供給処理 施設の状 況	電 気	なし	ガ ス	なし		
	上 水 道	散水栓あり	下 水 道	なし		
最寄り駅 (直線)	JR信越本線磯部駅: 西へ約0.2km		小中学校 (直線)	磯部小学校 東へ約1.1km 第二中学校 北東へ約2km		
そ の 他	○旧寺の前集会所跡地です。 ○現状有姿での売却となります。 ○境界確定を行っておらず、公有財産の面積は公簿上(登記)面積での売却となります。 ○建築基準法第22条・第23条の区域です。 ○上水道がありますので、上水道を使用したい場合は、変更申請などが必要となります。詳しい内容は、上水道事務課業務係までご相談ください。 ○本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地外です。 ○公有財産上にNTT東日本(株)の支線が設置してあります。 移設される場合は、設置者と協議を行ってください。 ○公有財産上にカーブミラーが設置してあります。 移設される場合は、危機管理課交通防犯係までご相談ください。 ○地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査等を行っておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。 ○民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、安中市は担保責任を負いません。 ○事前に必ず現地及び諸規制について、調査確認を行ってください。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関・関係部署に直接お問い合わせください。					

物件番号 8



①



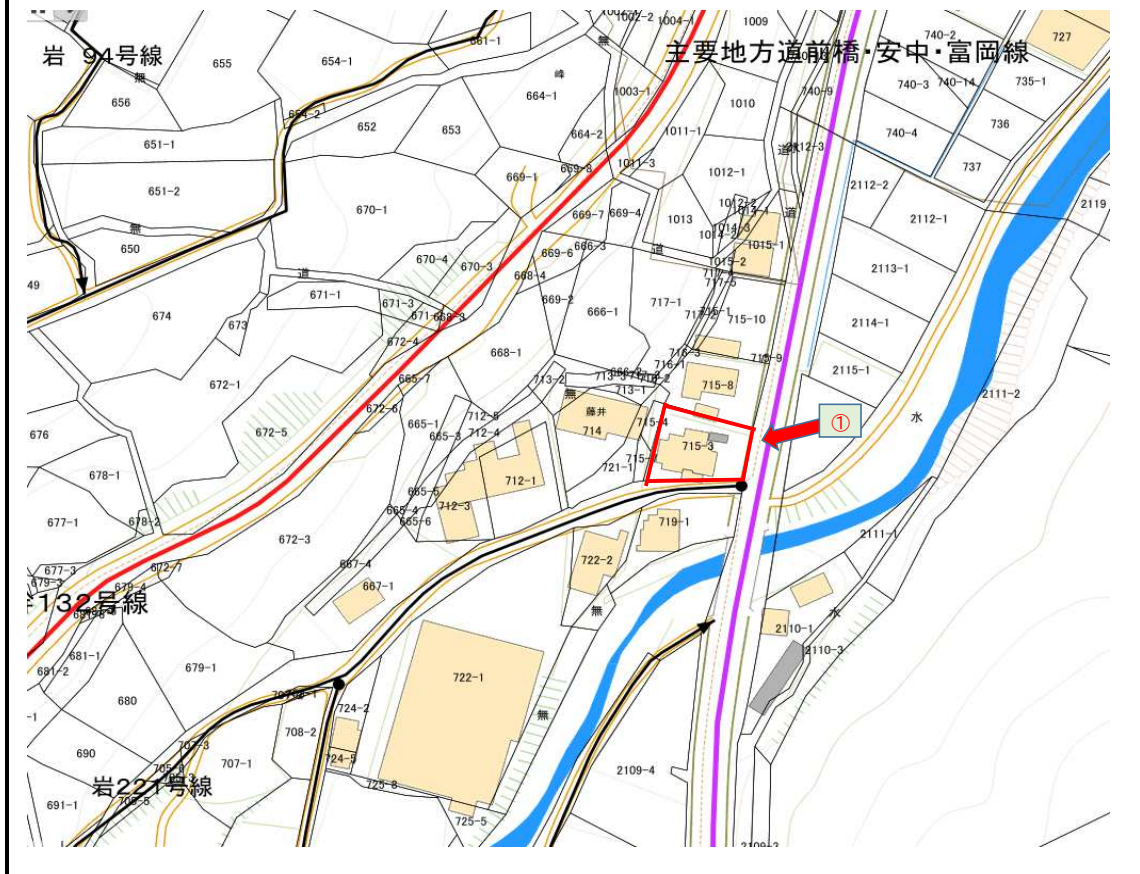


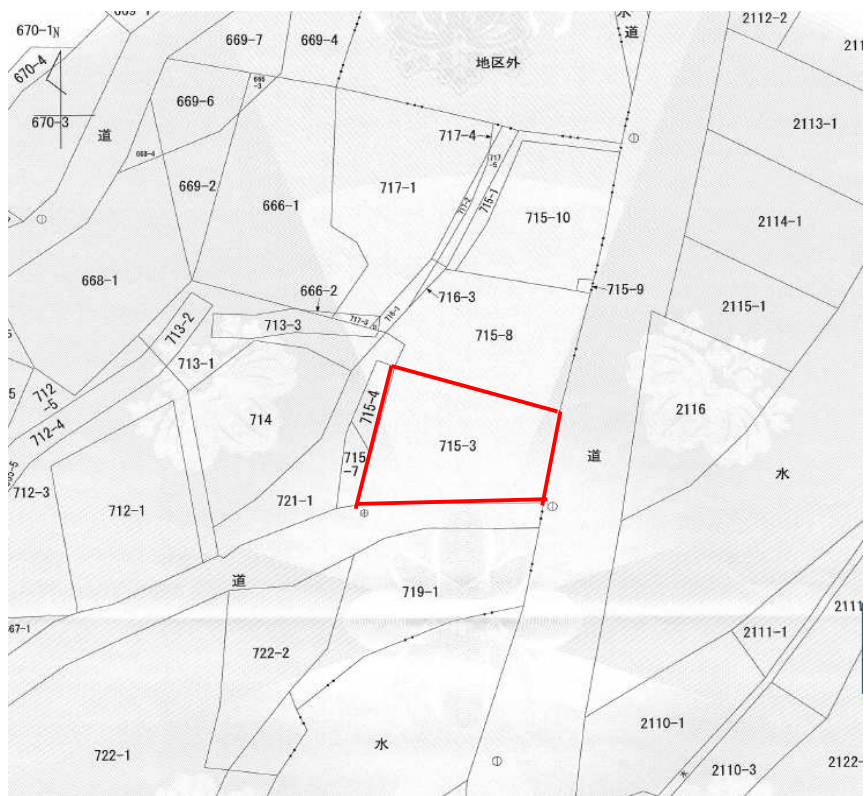
※実際の公図は前橋地方法務局高崎支局でご確認ください。

物 件 番 号 ⑨ 概 要

種 類	土地	所 在 地	安中市野殿字藤井715番3			
地 目	宅地	登記面積	400.66㎡			
用途地域	無指定		建ぺい率	70%	容 積 率	200%
接面道路	(南側)市道岩221号線 (東側)県道10号線					
供給処理 施設の状 況	電 気	なし	ガ ス	なし		
	上 水 道	なし	下 水 道	なし		
最寄り駅 (直線)	JR信越本線安中駅: 北西へ約1.3km		小中学校 (直線)	碓東小学校 北へ約0.7km 第一中学校 北西へ約2.2km		
そ の 他	○旧野殿駐在所跡地です。 ○現状有姿での売却となります。 ○境界確定を行っておらず、公有財産の面積は公簿上(登記)面積での売却となります。 ○本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地外です。 ○公有財産上にゴミ回収場が設置してありますが、移設可能です。 移設希望の場合は、契約締結後に環境政策課へ相談を行ってください。 ○公有財産上に東京電力パワーグリッド(株)の本柱等が設置してあります。 移設される場合は、設置者と協議を行ってください。 ○公有財産上に群馬県(安中土木事務所)の急傾斜地崩壊危険区域周知看板が設置されています。売買契約締結後に、継続設置の有無の確認のため、安中土木事務所にご連絡をお願いいたします。 ○地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査等を行っておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。 ○民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、安中市は担保責任を負いません。 ○事前に必ず現地及び諸規制について、調査確認を行ってください。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関・関係部署に直接お問い合わせください。					

物件番号 9



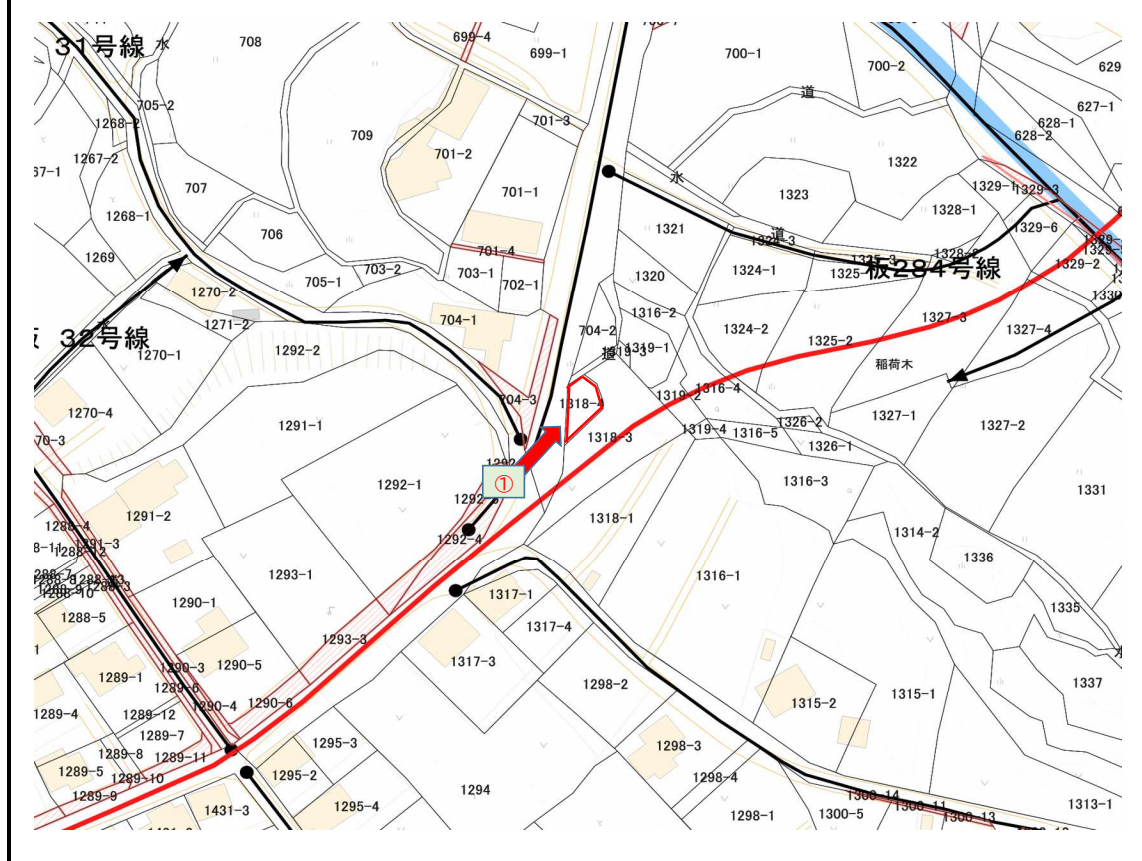


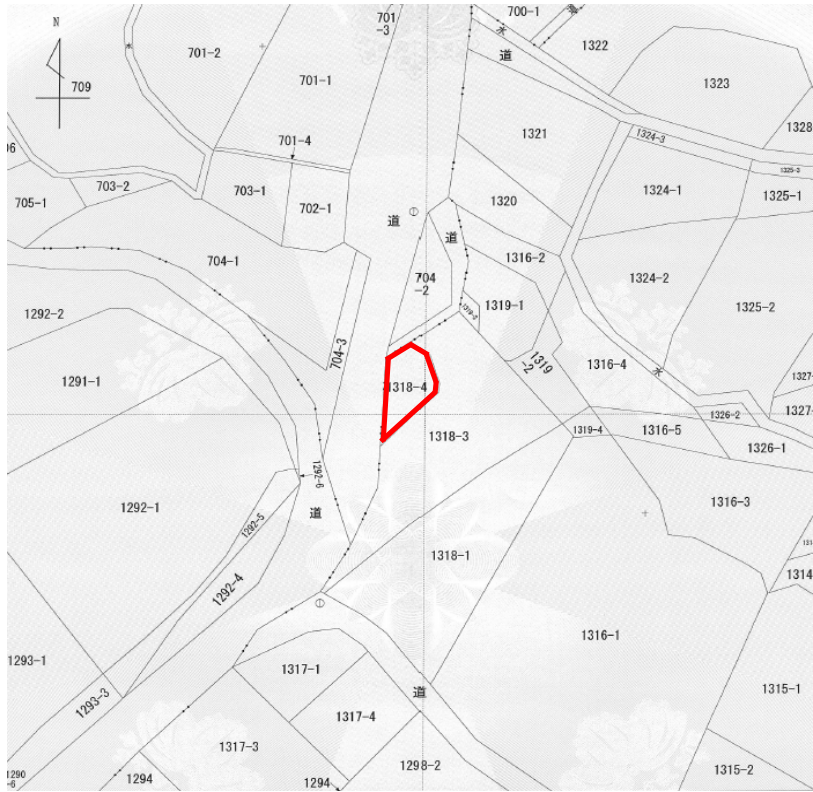
※実際の公図は前橋地方法務局高崎支局でご確認ください。

物件番号⑩概要

種 類	土地	所 在 地	安中市板鼻字稻荷木1318番4			
地 目	雑種地	登記面積	83㎡			
用途地域	無指定		建ぺい率	70%	容 積 率	200%
接面道路	(南側)市道幹115号線 (北側)市道板273号線					
供給処理 施設の状 況	電 気	なし	ガ ス	なし		
	上 水 道	なし	下 水 道	なし		
最寄り駅 (直線)	JR信越本線安中駅: 南西へ約1.9km		小中学校 (直線)	碓東小学校 南へ約1.4km 第一中学校 南西へ約2.4km		
そ の 他	○現状有姿での売却となります。 ○境界確定を行っておらず、公有財産の面積は公簿上(登記)面積での売却となります。 ○本地は、文化財保護法に規定する「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当します。 開発にあたっては、工事着工60日前までに文化財保護法93条の規定する発掘届を提出してください。詳しい内容は、文化財世界遺産推進課埋蔵文化財係までご相談ください。 ○地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査等を行っておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。 ○民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、安中市は担保責任を負いません。 ○事前に必ず現地及び諸規制について、調査確認を行ってください。 ○この土地に関する法令等に基づく規制については、関係機関・関係部署に直接お問い合わせください。					

物件番号 10





※実際の公図は前橋地方務局高崎支局でご確認ください。